

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公表番号】特表2001-524119(P2001-524119A)

【公表日】平成13年11月27日(2001.11.27)

【出願番号】特願平10-547729

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 35/78

A 6 1 K 31/201

A 6 1 K 31/70

A 6 1 K 33/06

A 6 1 K 38/00

A 6 1 P 3/02

A 6 1 P 19/08

A 6 1 P 19/10

C 1 2 N 5/04

【F I】

A 6 1 K 35/78 V

A 6 1 K 31/201

A 6 1 K 31/70

A 6 1 K 33/06

A 6 1 K 35/78 N

A 6 1 K 35/78 C

A 6 1 P 3/02

A 6 1 P 19/08

A 6 1 P 19/10

A 6 1 K 37/02

C 1 2 N 5/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月7日(2005.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

平成17年2月7日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示 平成10年特許願第547729号

2. 補正をする者

名 称 ウニフェルシテット ベルン

3. 代 理 人 東京都新宿区新宿1丁目1番11号 友泉新宿御苑ビル

(郵便番号 160-0022) 電話 (03)3354-8623

(6200) 弁理士 川 口 義 雄



4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正により増加する請求項の数 なし

6. 補正対象書類名 請求の範囲

7. 補正対象項目名 請求の範囲

8. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。



## [別 紙]

請求の範囲

1. パジェット病、腫瘍起因の骨疾患、または特に骨粗しょう症のような増加した骨吸収を特徴とする病気または症状の治療または予防用医薬または栄養補給製剤の製造における、ネギ属、オランダゼリ属、アブラナ属及びキバナスズシロ属の抽出物及び濃縮物、またはその混合物からなる群から選択される植物抽出物もしくは濃縮物の使用。
2. 固体形態のネギ属、オランダゼリ属、アブラナ属及び／またはキバナスズシロ属の抽出物もしくは濃縮物を使用する請求の範囲第1項に記載の使用。
3. 医薬または栄養補給製剤が、1日あたり非溶媒基準で0.1～20gのネギ属、オランダゼリ属、アブラナ属及び／またはキバナスズシロ属の抽出物もしくは濃縮物を投与するように処方される請求の範囲第1項または第2項に記載の使用。
4. (a) ネギ属、オランダゼリ属、アブラナ属及びキバナスズシロ属の抽出物及び濃縮物からなる群から選択される少なくとも1つの植物抽出物もしくは濃縮物、  
(b) カルシウム源、  
(c) 炭水化物源、脂肪源及び窒素源からなる群から選択される少なくとも1つのエネルギー源、及び任意に  
(d) ビタミンD  
を含む栄養補給組成物。
5. 植物抽出物もしくは濃縮物が、植物種*Allium cepa*、*Allium ascalonicum*、*Allium ursinum*、*Petroselinum crispum*、*Brassica oleracea*及び*Eructa sativa*の抽出物及び濃縮物からなる群から選択される請求の範囲第4項に記載の栄養補給組成物。
6. 植物抽出物もしくは濃縮物が、植物種*Allium cepa*、*Petroselinum crispum*（特に、*Petroselinum cri*

*spum crispum* 及び *Petroselinum crispum* var. *neopolitanum*) 及び *Brassica oleracea* (特に、*Brassica oleracea* var. *italica*) の抽出物及び濃縮物からなる群から選択される請求の範囲第4項または第5項に記載の栄養補給組成物。

7. 植物抽出物もしくは濃縮物が、タマネギ (*Allium cepa*)、イタリアンパセリ (*Petroselinum crispum* var. *neopolitanum*) 及びブロッコリ (*Brassica oleracea* var. *italica*) の抽出物及び濃縮物からなる群から選択される請求の範囲第4項～第6項のいずれかに記載の栄養補給組成物。

8. カルシウム源 (b) が有機カルシウム塩である請求の範囲第4項～第7項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

9. 成分 (c) の炭水化物源が、マルトデキストリン、スターチ、ラクトース、グルコース、スクロース、フルクトース、キシリット及びソルビットからなる群から選択される請求の範囲第4項～第8項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

10. 成分 (c) の脂肪源が、 $\omega$ -6-ポリ不飽和脂肪酸源、 $\omega$ -3-ポリ不飽和脂肪酸源、モノ不飽和脂肪酸源、C<sub>6</sub>～C<sub>12</sub>脂肪酸源及びその混合物からなる群から選択される請求の範囲第4項～第9項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

11. 成分 (c) の窒素源が、大豆由来タンパク質、乳タンパク質、タンパク質加水分解物、必須アミノ酸混合物及びアルギニンからなる群から選択される請求の範囲第4項～第10項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

12. 炭水化物源が組成物の総エネルギー供給量の30～70%、窒素源が組成物の総エネルギー供給量の5～45%、脂肪源が組成物の総エネルギー供給量の0.1～15%を与える請求の範囲第4項～第11項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

13. 3～25重量%の成分 (a)、5～50重量%の成分 (b) 及び1～95重量%の成分 (c) を含む請求の範囲第4項～第12項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

14. 更に、0.2～10重量%のビタミン、ミネラル、微量元素、繊維、フレーバー、保存料、着色剤、甘味料及び乳化剤からなる群から選択される他の栄養学的に許容され得る成分を含む請求の範囲第4項～第13項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

15. 50～1500kcal／日の栄養補助食品の形態である請求の範囲第4項～第14項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

16. 液体形態である請求の範囲第4項～第15項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

17. 固体形態、特に顆粒または粉末形態である請求の範囲第4項～第15項のいずれか一項に記載の栄養補給組成物。

18. (a) ネギ属、オランダゼリ属、アブラナ属及びキバナスズシロ属の抽出物及び濃縮物からなる群から選択される少なくとも1つの植物抽出物もしくは濃縮物、及び

(b) 薬学的に許容され得る担体

を含む1回服用量単位形態の医薬組成物。

19. 糖衣錠、錠剤、カプセル剤、サッシェまたは座薬の形態の経腸投与のための請求の範囲第18項に記載の医薬組成物。